



税 の お 話

名古屋税理士会 名古屋東支部

〒461-0025 名古屋市東区徳川一丁目15-30名古屋リザンビル内三井東京UFJ銀行東支店3階
TEL (052) 935-5439 FAX (052) 935-6329

税理士会名古屋東支部 支部長挨拶

区民の皆様、名古屋税理士会東支部は、東区内に税理士事務所を構えている約226名の会員により構成されています。区民の皆様に税の知識を少しでも広め、身近にご相談を受ける機会を増やすことで、安心して納税をしていただくお手伝いをしています。

今回広報誌「翼」第4号を発行することで、税理士の活動を知っていただき、納税に対する疑問や不安を相談・解決するきっかけになればいいとの思いからです。どうぞ気軽に(名古屋税理士会名古屋東支部事務局)へ一報くださいとお願いします。



名古屋税理士会名古屋東支部
支部長 寺澤 克佳

税理士会名古屋東支部の紹介・行事

私たち、「名古屋税理士会 名古屋東支部」は、東区内に税理士事務所を構えている226名の会員により構成されています。東区民の皆様に、税に関してより知識と理解を深めていただき、また税理士を身近に感じていただくために、様々な行事・活動を行っております。

日頃の活動として、税務相談所を開設し小規模事業者の方々の記帳指導などを行っています。

年間行事として、11月初旬に「税理士による区民無料税務相談会」の開催、11月中旬の税を考える週間にイオンナゴヤドーム前ショッピングセンターで行う無料税務相談会、1月に平成17年より始めた「租税教室」、2~3月に「確定申告期における無料税務相談」の開設を行うことにより、区民の皆様のお役に立つべく活動を行っております。

平成20年度東支部開催の行事

平成20年11月13日・14日 税理士による無料税務相談会

記／糟谷 和彦 会員

「税を考える週間」中の2日間、
イオンナゴヤドーム前
ショッピングセンターにおいて
毎年の恒例行事
として開催させていただきました。

11月13日(木)・14日(金)の両日、「税を考える週間」の行事として、名古屋東支部では「税理士による無料税務相談」をイオンナゴヤドーム前ショッピングセンターにて開催しました。担当は14日でした。昨年のユニ一大曾根店より場所を移動しての開催のため、どのような来場者がいらしてどのような相談があるのだろうかと不安と期待が入り交じった不思議な感覚で始まりました。

中小学生の税に関する絵やe-Tax・税金のポスターに囲まれ予定の10時開始しました。午前中は相談者はまばらでしたが、午後になるとひっきりなしに相談者が訪れるという盛況で2名の担当者も記録をとる時間もない状況でした。

開催場所が変わったせいかより幅広い年齢層の方々が相談にお越しになりました。大学生の税理士志望者の勉強の相談や、住宅借入金控除の相談をされる若い主婦、息子や娘に住宅取得資金を贈与するときの税金の相談、退職したので確定申告をしなければならないけどどうすればいいのか、といった相談から、全てを調べた後にこれ以外に何かないのかといった相談もありました。また、場所柄東区だけでなく中川区、守山区、長久手町や春日井市からいらした人も多く、買い物途中にちょっと聞いてみようかという方がずいぶん多かったように思われました。老若男女さまざまな人の考え方や人生の一部に触れることができ、自分自身も知識を得ることが出来た一日でした。

相談を終えた相談者に「今日、ここで話が聞けて本当によかった。ありがとう。」と言ってもらえると、税理士が地域に根ざして社会貢献する重要性を感じ、今後もこのような活動を行っていくことの必要性を痛感しました。

平成20年12月5日～平成21年2月2日 租税教室

記／溝口 雅久 会員

平成20年12月5日(金)
名古屋市立東桜小学校

講師 溝口 雅久 会員

平成21年1月9日(金)
愛知商業高等学校

講師 野々山 浩 会員、川島 潤 会員

平成21年1月14日(水)
名古屋市立東白壁小学校

講師 講師 岡村 芳恵 会員

名古屋市立旭丘小学校

講師 講師 長坂 仁志 会員

平成21年1月20日(火)
名古屋市立砂田橋小学校

講師 宇佐美 貞幸 会員

平成21年2月2日(月)
愛知教育大附属名古屋小学校

講師 林 紀代治 会員

今年度も租税教室の時期がやってきました。平成19年度には、当支部の周年行事の一環として租税教室担当校を大幅に増やしました。当年度も昨年度に引き続き小学校5校、中学校、高等学校それぞれ1校を受け持たせていただくことになり、すでに7月に中学校、昨年12月に小学校1校で租税教室を行いました。この2校においては今回教材として、主に日税連制作の租税教室用テキストを活用して進めましたが、パソコンからスクリーンに内容や絵を写し出すことができ、小学生にも良く理解ができるとともに好評でした。

現在国際的な経済情勢の悪化や不況の中、我が国においては、年金や医療、少子高齢化の問題、将来にわたる国家予算の不足など最終的に税に関係する内容が毎日のように報じられています。

このような状況の中、必然的に子供たちの税に対する関心も非常に高くなり、毎回授業後やアンケートには多くの意見や質問もあります。

租税教室は、税理士の社会貢献活動の一つであり、まずは児童や生徒たちに基本としての税の認識や知識を楽しく学んでもらおうと、講師一同それぞれのパーソナリティを生かしながら授業に臨んでいます。



興味を持った税理士：

でも本当に働くことは…

小学生の税に対する知識は高い

私が税理士という職業を知ったのは高校3年生の時。大学の学部を選択する際に、将来なりたい職業を探して興味を持ったのが税理士でした。しかしその頃の私は、本当に将来税理士として働くことになろうとは思いもしませんでした。税理士の仕事は大変なこともありますが、達成感や充実感を得ることができ、とてもやりがいがあります。この先ずっと続けていきたいと思える仕事です。

平成19年には、小学校の租税教室の講師を務めさせていただきました。この大役に初めは緊張もしたのですが、いざ始まってみると楽しくてあっという間に時間が過ぎてしましました。小学生は私が思っていたよりずっと税に対する知識があって、純粋で、私も大いに刺激を受けました。

名古屋税理士会 名古屋東支部会員



石川 聰
子会員

聪

Sotoko Ishikawa

名古屋税理士会 名古屋東支部会員



岡村 方
恵会員

方

Yoshiie Okamura

父の仕事を継ぐことに抵抗はあつたが
大学の教授が背中を押してくれました

T S U B A S H A ● 税理士を目指そう

会合にも子連れで参加

私が税理士になろうと思ったのは、大学4年生の春にゼミの教授から言わされた言葉がきっかけでした。進路を決めかねていた私に教授は「君のお父さんは立派な仕事をしている。君も勉強してお父さんの跡を継ぎなさい」と言ってくれました。それまで私は父の仕事を継ぐことに多少抵抗があったのですが、この教授の一言が私の背中を押してくれました。

その後、約10年(?)の月日が経ち、私もすっかり1児の母となってしまいました。やはり、仕事と家事・育児の両立は厳しいな、と言うのが本音ですが、仕事もなかなかセーブできない状況で毎日がてんてこ舞いです。しかし税理士会の行事に子連れで参加させていただいたら、職場に保育スペースを設けたりとすっかり周りの皆さんのご好意に甘えてしまって申し訳ない気持ちとこの恵まれた環境に感謝する気持ちでいっぱいです。これからも税理士として母として奮闘し続けたいと思います。

税理士の仕事

1.税務代理

申告・申請の代理、税務調査の立会い、税務署の決定などに不服のある場合の不服申し立て・その他について代理します。

2.税務相談・税務書類の作成

税金のことで困ったときや、わからないときに相談してください。税務書類の作成・所得税・法人税・消費税・相続税などの申告、その他税務署などに提出する書類を作成します。

3.会計業務

会計帳簿の記帳、財務書類の作成、その他の事務を行います。

税理士試験

税理士試験全11科目中5科目に合格すれば税理士試験合格となります。
1科目ずつ受験できることなどから、難易度が高い試験にもかかわらず、毎年5万人程度が受験する試験です。

1.税理士試験科目

必須科目	●簿記論および財務諸表論
選択必須科目 (最低1科目を選択、2科目選択も可能)	●法人税法 ●所得税法
選択科目	●相続税法 ●酒税法または消費税法 ●固定資産税 ●事業税または住民税 ●国税徴収法

2.実施時期 毎年8月上旬の年1回

楽しく学ぼう！？ 税金クイズ



クロスワードパズル

税のコトってむずかしい…そうだ、

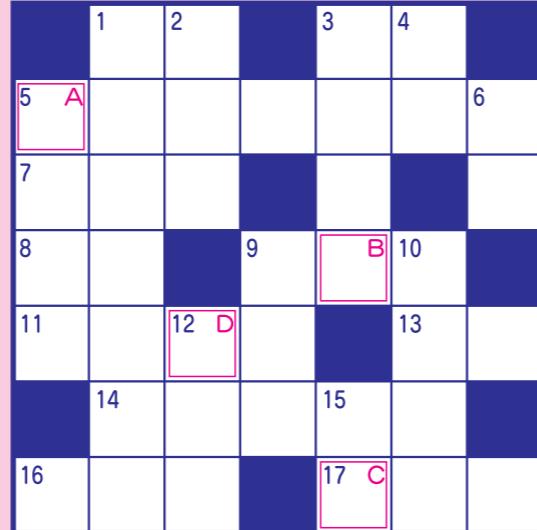
A B C D に聞こう

下のクイズを解いて上のA～Dの言葉を組み合わせて文章を完成させてね。

- タテのカギ**
- 名古屋で初もうでと言えばココでしょ
 - 海外旅行から戻ってきました
 - 我らの中日ドラゴンズの監督です
 - 援○、救○、補○ ○に入る言葉はなに？
 - メタボリックシンドロームに気をつけましょう
 - 干したり、お酒にしたりするすっぽい食べ物
 - みかん、白菜、牡蠣(カキ)… 今が一番おいしい季節
 - 社会現象にもなった大人気のゲーム ドラゴン〇〇〇〇
 - カルシウムたっぷり、イワシの幼魚
 - 花の都と呼ばれるフランスの首都

ヨコのカギ

- 食欲、スポーツ、読書、芸術 きみはどれかな？
- お父さんの兄や弟のこと
- なにをやってもうまいこといってまうがや
- 他人に仕事をやってもらいます
- 雨上がりはとてもキレイなのよね
- 動物にエサを与えて世話をします
- 織田信長は尾張、徳川家康は三河の…
- 魚はこれで呼吸します
- 名古屋のプロサッカーチーム
- パソコンを操作するときには
- 犬山にある野外民族博物館 〇〇〇ワールド



答えは右ページ(P.6)の一番下にあるよ

税金Q&A

Q-1

税金は国民全員が払うんですか？



納税は国民の三大義務(教育・勤労・納税)の一つです。ですから子供からお年寄りまですべての国民が稼(かせ)いたら、それに対する税金を支払う義務があるんですよ。

Q-2

サラリーマンはどんな税金を払うんですか？



給料から天引きされる所得税・住民税、土地や建物を所有している人は固定資産税、自動車を持っている人は自動車税などを納めます。

Q-3

先日の豪雨で自動車が水没してしまいました。確定申告をすれば税金は戻りますか？



災害などにより所有する資産に損失が生じた場合、雑損控除を受けることにより税金が戻ってくる場合があります。

Q-4

税理士に相談ってどこにすればいいんですか？



確定申告期(2月中旬～3月中旬)には、東区役所など区内の各所で税理士による無料相談会を行っています。それ以外にも、名古屋税理士会名古屋東支部の税務相談所(※)がありますので、ぜひ利用してください。



Q-5

最近、還付金詐欺が流行ってるみたいですが。



日本の税制は、申告納税制度という仕組みに基づいています。還付金も、税務署に自ら申告しない限り還付金が戻ってくることはありません。従って、そのような電話連絡等には十分注意しましょう。

確定申告

所得税・贈与税の申告・納税は
3月16日(月)まで

確定申告
所得税・贈与税の申告・納税は
3月16日(月)まで

平成20年分確定申告書が必要な方

※国税局ホームページ参照



(1)給与所得がある方

給与の収入金額が2,000万円を超える方

給与を1か所から受けている、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える方
給与を2か所以上から受けている、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)との合計額が20万円を超える方

給与所得の収入金額から、所得控除の合計額(雑損控除、医療費控除、寄附金控除及び基礎控除を除く)を差し引いた残りの金額が150万円以下で、さらに各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円以下の場合は、申告は不要です。

同族会社の役員やその親族などで、その同族会社から給与のほかに、貸付金の利子、店舗・工場などの賃貸料、機械・器具の使用料などの支払を受けた方

給与について、災害減免法により源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた方

在日の外国公館に勤務する方や家事使用人の方などで、給与の支払を受ける際に所得税を源泉徴収されないことになっている方

(2)公的年金等に係る雑所得のみの方

公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引いた結果、残額がある方は、確定申告書の提出が必要です。

(3)退職所得がある方

退職所得については、一般的に、退職金の支払の際に支払者が所得税を徴収する源泉徴収だけで所得税の課税は済みます。ただし、外国企業から受け取った退職金など、源泉徴収されないものがある方は、確定申告書の提出が必要です。

(1)～(3)以外の方

各種の所得金額の合計額(譲渡所得や山林所得を含む)から、所得控除を差し引き、その金額(課税される所得金額)に税率を乗じて計算した税額から配当控除額を差し引いた結果、残額のある方は、確定申告書の提出が必要です。

(注)上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の特例等、一定の特例の適用を受けようとする方は(1)から(4)に当てはまらない場合であっても確定申告が必要な場合があります。

消費税申告書の提出が必要な方

平成18年分の課税売上高が1,000万円を超える事業者の方

平成18年分の課税売上高が1,000万円以下の事業者で、平成19年12月末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出されている方



贈与税の申告もお忘れなく

贈与税の申告と納税は、贈与を受けた年の翌年2/1～3/16となっています。

贈与税の課税方法には、「暦年課税」と「相続時精算課税制度」の2つがあり、贈与者ごとに選択することができます。ここでは、暦年課税について説明します。

暦年課税は、1年間(1/1～12/31)に贈与を受けた財産の価額の合計額(課税価格)から基礎控除額110万円を差し引いた残額(基礎控除後の課税価格)について、下記の速算表により贈与税額を計算します。

基礎控除後の課税価格	贈与税率	控除額
200万円以下	10%	—
300万円以下	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円
600万円以下	30%	65万円
1,000万円以下	40%	125万円
1,000万円超	50%	225万円

$$\text{課税価格} 500\text{万円} - \text{基礎控除額} 110\text{万円} \times \text{税率} 20\% - \text{控除額} 25\text{万円} = \text{贈与税額} 53\text{万円}$$

東区制百周年記念 ～百年前の税制は？～

東区が平成20年4月に区制100周年を迎えたことを記念し、東区が創設された当時の明治時代中後期の税金について振り返ってみましょう。

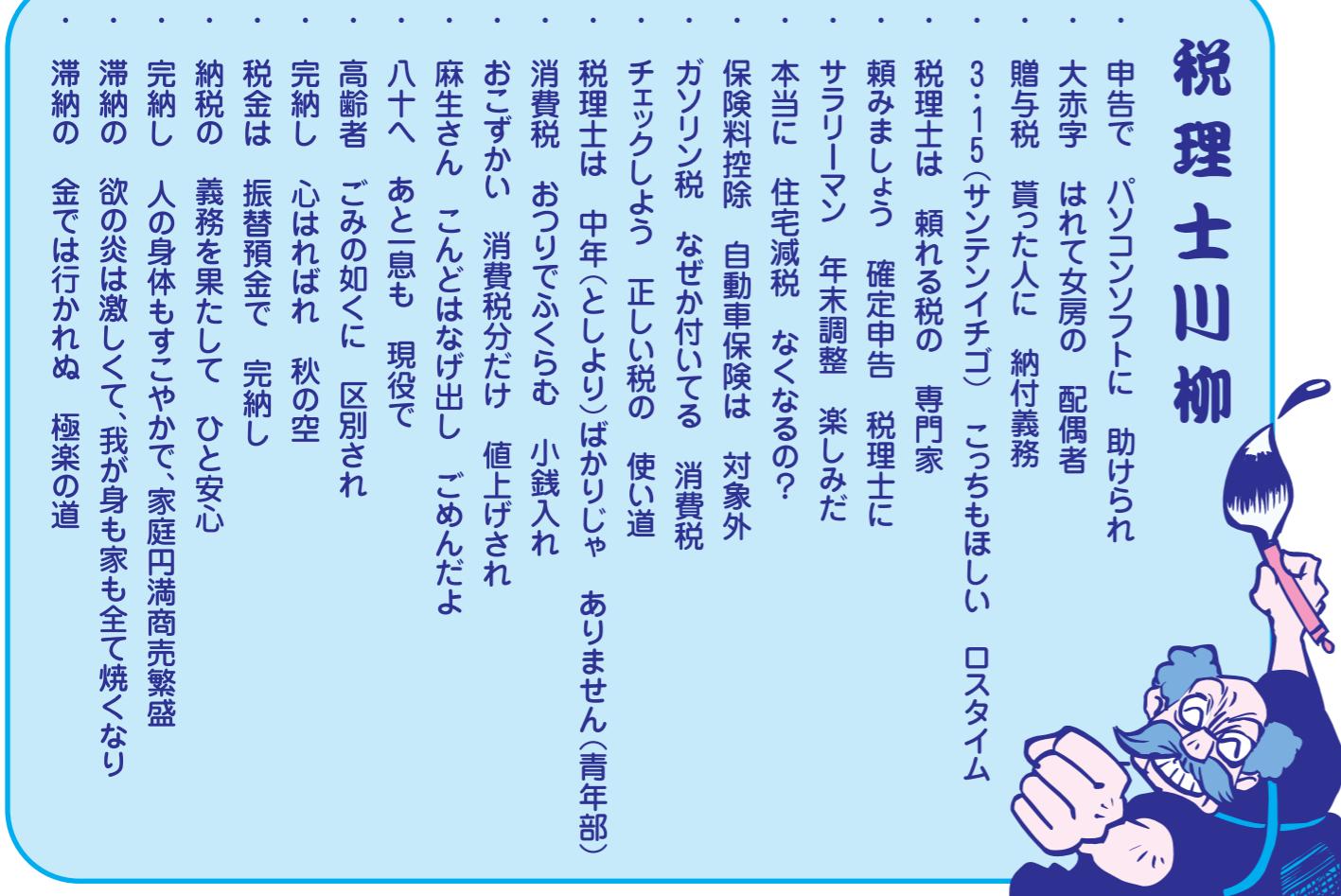
100年前の税金は、江戸時代のお米などの現物や労務を提供する形から、現在のようにお金で納める形になっていました。現在の所得税である富裕税も導入されていましたが、年間300円以上の所得がある個人で、かつ、家制度において家長とされた戸主のみに限って課税の対象とされたので、大部分の一般国民は課税の対象外でした。富裕税を納税することがいわばステータスとなっていたため、別名で「名誉税」と呼ばれていたほどです。そして、100年前はちょうど、法人に対する所得の課税や相続税が始まったばかりでした。このように、明治時代中後期は、わが国の税制の確立期であり、現在の税金の原型が作られた時期といえます。

明治23年、日本初の衆議院議員総選挙が行われましたが、直接国税15円以上を納めた満25歳以上の男性だけが選挙権を許されました。その有権者数は日本国民の1・1%程度と、今では考えられないほど少数でした。

しかし、現在では「公平・中立・簡素」という租税三原則に基づいて税制が見直され、大多数の国民が税金を納めるようになりました。こうして、税金はこの100年で私たち国民にとって身近なものになりましたが、今後いっそう国民が公平感を持って納税し得るようなバランスの取れた税体系を築く必要があるでしょう。

100年前の社会情勢と税制の歴史

1887(明治20)年	富裕税(所得税)の創設
1890(明治23)年	第1回衆議院議員選挙
1894(明治27)年	日清戦争
1899(明治32)年	法人に対する課税の創設
1904(明治37)年	日露戦争
1905(明治38)年	相続税の創設
1908(明治41)年	名古屋市東区誕生
1914(大正3)年	第一次世界大戦



高齢者～家族の幸せ～について

Vol.3

記／河村 裕 会員

大切な家族が認知症となってしまった場合、どのようなケアをしていくべきよいでしょうか。まず認知症になったことに早く気づいてあけることが大切です。



齢を重ねるにつれて脳の神経細胞が減少して「もの忘れ」が多くなるのは誰にもあることですが、その場合は、体験の一部を忘れる(食事したことは覚えているが何を食べたか忘れる等)記憶のみの障害(人名等は忘れるが現在の日付や時間、場所などはわかる)・もの忘れを自覚している等の特徴がありますが、認知症の場合は通常の老化より早く脳の神経細胞が消失してしまう病気で、体験の全体を忘れてしまう(食事したことも忘れる等)・記憶障害に加えて判断の障害や実行機能の障害(料理・家事の段取りがわからなくなる等)もの忘れの自覚に乏しい・日付や時間、場所がわからなくなる・しばしば作話がみられる等があり、進行性で日常生活に支障をきたすようになります。

最初のうちは区別が難しいですが、最近では長谷川式などのチェックのための質問も多く公開されているので利用するのもよいでしょう。軽度のうちであれば、本人の希望等を聞いてあげられますし、病状によっては治療やリハビリによって進行を遅らせることができます。本人がその人らしい自立した生活をより長く送れるように支援し、介護の準備も行き易くなると思います。



認 知症の症状進んできた場合、いろんな判断が出来なくなり、普通の人からみれば異常な行動が出てきますが、感情は多く残っていて自尊心もあり、自分に対する人の気持ちを敏感に感じ、それがケアに大きく影響します。本当に本人の気持ちに寄り添って相手の話を聴き、今どうありたいのか、何がしたくて何が不安なのかなど一緒に考えて見守りをしたり行動を起こしてかかわっていくことが重要で、本人が出来ることをもらったり、興味や関心のあることで気分転換していくと楽しみを感じられ、リハビリにも役立つと思います。きれいな器で好きなものを食べ、花を飾り、音楽を流したり、マッサージをしたりすることで五感(視覚・聴覚・味覚・



嗅覚・触覚)を刺激することを心がけるのもよいと思います。また、体の変調や不具合を言葉で十分に表現できることや、健康管理の認識も低くなるので健康管理も大切なケアです。持病や服薬・顔色や皮膚の状態・食事量・水分の摂取・排泄・生活状況や環境等に気配りして、おかしいと思ったらすぐ医療機関に受診するなどの行動をしましょう。